

社会福祉法人九十九会定款

1970年11月27日制定	2006年11月27日改正
1986年3月5日改正	2007年4月1日改正
1988年8月26日改正	2008年12月1日改正
1989年7月11日改正	2009年4月1日改正
1991年6月29日改正	2009年6月1日改正
1992年5月22日改正	2009年10月1日改正
1994年6月29日改正	2012年4月1日改正
1995年3月29日改正	2012年12月1日改正
1995年5月27日改正	2013年4月1日改正
1995年12月26日改正	2014年6月1日改正
1996年4月1日改正	2017年4月1日改正
1996年10月19日改正	2017年7月1日改正
1999年4月1日改正	
2001年4月1日改正	
2002年11月16日改正	
2003年4月1日改正	
2005年4月1日改正	
2006年7月1日改正	
2006年10月1日改正	

第1章 総 則

[目 的]

第1条 この社会福祉法人は、すべての人々が心身ともに健やかで文化的な生活を営むことができることを願い、福祉的援助を必要とするものが、差別されることなく、あらゆる分野の活動に参加できる機会が得られるよう最善の努力をし、状況に応じた援助をすることを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第Ⅰ種社会福祉事業

福祉型障害児入所施設の経営

(2) 第Ⅱ種社会福祉事業

- ① 障害福祉サービス事業の経営
- ② 障害児通所支援事業の経営
- ③ 指定（特定・障害児）相談支援事業の経営
- ④ 移動支援事業の経営

[経営の原則]

第2条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

[名 称]

第3条 この法人は社会福祉法人九十九会という。

[事務所の所在地]

第4条 この法人の事務所を千葉県長生郡睦沢町上市場693番地に置く。

第2章 評 議 員

[評議員の定数]

第5条 この法人に評議員7名を置く。

[評議員の選任及び解任]

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

[評議員の任期]

第7条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

[評議員の報酬等]

第8条 評議員に対しては報酬を支給しない。但し、その職務を執行するために要する費用は弁償する。

第3章 評 議 員 会

[構成]

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

[権限]

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

[開催]

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了翌日から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

[招集]

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

[決議]

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[議事録]

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

[役員の数]

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

[役員を選任]

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

[理事の職務及び権限]

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[監事の職務及び権限]

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

[役員任期]

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

[役員解任]

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

[役員報酬等]

第21条 理事及び監事に対しては、報酬を支給しない。但し、その職務を執行するために要する費用は弁償する。

[職員]

第22条 この法人に職員を置く。
2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

[構成]

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

[権限]

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

[招集]

第25条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

[決議]

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

[議事録]

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 相談役

第28条 法人に相談役をおくことができる。相談役はこの定款で定める役員、評議員及び職員に含めないとともに、それらの権限を有しない。
2 相談役の任免は理事会において行うこととする。
3 相談役は、役員会及び評議員会に出席して法人の業務及び財産の状況等に対し意見を述べ、必要なときは役員、評議員及び職員から報告を徴することができる。
4 相談役は議決権を有しない。
5 相談役の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
6 相談役は必要に応じて役員、評議員及び職員の相談に当たることができる。
7 相談役の報酬は、定款細則第14条の定めるところに準ずる。

第7章 資産及び会計

[資産の区分]

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産及び公益事業用財産の3種とする。
2 基本財産は、別表(1)に掲げる財産をもって構成する。
3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

[基本財産の処分]

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。
(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

〔資産の管理〕

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

〔事業計画及び収支予算〕

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

〔事業報告及び決算〕

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)、(6)の書類については、定時評議員会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

〔会計年度〕

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

〔会計処理の基準〕

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

〔臨機の措置〕

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

〔種別〕

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 生活ホームの経営
- (2) 日中一時支援事業の経営

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

〔剰余金が出た場合の処分〕

第38条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 解 散

〔解 散〕

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び、第3号から第6号までの解散事由により解散する。

〔残余財産の帰属〕

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定 款 の 変 更

〔定款の変更〕

第41条 この定款を変更をしようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

〔公告の方法〕

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人九十九会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

〔施行細則〕

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	齋藤 茂
理事	滝口 輝男
理事	板橋 一好
理事	松本 英子
理事	池田 博
理事	上原 朗
理事	石井 信雄
監事	辻垣 正彦
監事	幸治 武

- 1 この定款は1970年11月27日より施行する。
- 2 1986年 3月 5日に一部変更し、同日より施行する。
- 3 1988年 8月26日に一部変更し、同日より施行する。
- 4 1989年 7月11日に一部変更し、同日より施行する。
- 5 1991年 6月29日に一部変更し、同日より施行する。
- 6 1992年 5月22日に一部変更し、同日より施行する。
- 7 1994年 6月29日に一部変更し、同日より施行する。
- 8 1995年 3月29日に一部変更し、同日より施行する。
- 9 1995年 5月27日に一部変更し、同日より施行する。
- 10 1995年12月26日に一部変更し、同日より施行する。
- 11 1996年 4月 1日に一部変更し、同日より施行する。
- 12 1996年10月19日に一部変更し、同日より施行する。
- 13 1999年 4月 1日に一部変更し、同日より施行する。
- 14 2001年 4月 1日に一部変更し、同日より施行する。
- 15 2002年11月16日に一部変更し、同日より施行する。
- 16 2003年 4月 1日に一部変更し、同日より施行する。
- 17 2005年 4月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 18 2006年 7月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 19 2006年10月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 20 2006年11月27日に一部改正し、同日より施行する。
- 21 2007年 4月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 22 2008年12月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 23 2009年 4月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 24 2009年 6月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 25 2009年10月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 26 2012年 4月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 27 2012年12月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 28 2013年 4月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 29 2014年 6月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 30 2017年 4月 1日に一部改正し、同日より施行する。
- 31 2017年 7月 1日に一部改正し、同日より施行する。

別表（1）

基本財産は、次の各号に掲げる財産を以て構成する。

- (1) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の鉄筋コンクリート・木造瓦葺2階建
 寄宿舎（もくせい寮） 1棟 1階 160.38平方メートル
 2階 149.85平方メートル
- (2) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の鉄筋コンクリート・木造瓦葺2階建
 寄宿舎（やまもも寮） 1棟 1階 112.59平方メートル
 2階 32.40平方メートル
- (3) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の鉄筋コンクリート・木造瓦葺2階建
 寄宿舎（かりん寮） 1棟 1階 142.15平方メートル
 2階 162.00平方メートル
- (4) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の鉄筋コンクリート・木造瓦葺2階建
 寄宿舎（ゆずのき寮） 1棟 1階 84.24平方メートル
 2階 51.84平方メートル
- (5) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺平屋建
 体育館 1棟 173.12平方メートル
- (6) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根アルミニウム板葺2階建
 訓練棟・食堂棟 1棟 1階 532.07平方メートル
 2階 156.11平方メートル
- (7) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の鉄筋コンクリート造銅板葺3階建
 集会所（地域交流ホーム） 1棟 1階 156.69平方メートル
 2階 152.28平方メートル
 3階 106.51平方メートル
- (8) 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地所在の木造銅板・合金メッキ銅板葺平屋建
 作業指導棟 1棟 169.21平方メートル
- (9) 千葉県長生郡長生村岩沼字姥田2, 333番地の3所在の木造瓦葺2階建
 居宅（知的障害者生活ホームやつみ寮） 1棟 179.86平方メートル
- (10) 千葉県長生郡睦沢町長楽寺字榎戸496番地
 土地（ときわぎ工舎用地） 1, 912.00平方メートル
- (11) 千葉県長生郡睦沢町長楽寺字榎戸496番地所在の木造瓦・銅板葺平屋建
 授産所（ときわぎ工舎） 1棟 441.36平方メートル
- (12) 千葉県長生郡睦沢町長楽寺字榎戸496番地所在の木造スレート葺平屋建
 木工作業棟（ときわぎ工舎） 1棟 49.68平方メートル

- (13) 千葉県いすみ市岬町谷上字榎谷659番地所在の
土地 1,183.00平方メートル
- (14) 千葉県いすみ市岬町谷上字榎谷666番地所在の
土地 522.00平方メートル
- (15) 千葉県いすみ市岬町谷上字榎谷667番地所在の
土地 700.00平方メートル
- (16) 千葉県いすみ市岬町谷上字榎谷669番地所在の
土地 357.00平方メートル
- (17) 千葉市若葉区東寺山町663番地8所在の
木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平屋建
授産所(まあい広場) 1棟 235.11平方メートル
- (18) 千葉県長生郡長生村岩沼字姥田2,333番地の3所在の
土地 571.00平方メートル
- (19) 千葉県長生郡長生村岩沼字宮ノ下381番地の2所在の
土地 49.75平方メートル
- (20) 千葉県長生郡長生村岩沼字姥田2,333番地の15所在の
土地 24.00平方メートル
- (21) 千葉県長生郡長生村岩沼字宮ノ下381番地の3所在の
土地 0.67平方メートル